

医療費と介護保険の
負担額が高額になったとき

高額医療・ 高額介護合算制度

問い合わせ 保険介護課 ☎2141



高額医療・高額介護 合算制度とは？

1年間の医療保険と介護保険の両方の自己負担額を合計して、世帯の自己負担限度額を超えた場合、その超えた金額が支給されます。支給の際は、それぞれの自己負担額に応じて按分され、医療保険と介護保険から次の区分により給付されます。

○高額介護合算療養費

医療保険から給付

○高額医療合算介護（予防）サービス費

介護保険から給付

申請の手続き

申請は平成27年7月31日時点で加入している医療保険者に申請します。（対象となる方には通知を送付しています）

同封の申請書に必要事項を記入の上、保険介護課または各支所へ申請してください。

平成26年8月1日以降に市外から転入した方など、平成27年7月31日時点で加入していた保険者以外の医療保険および介護保険が対象期間中にある場合、通知がなくても支給の対象となる場合がありますので、対象期間の領収書などを確認し、申請対象となるか保険介護課に問い合わせてください。

自己負担基準額

同一世帯内の医療保険加入者の自己負担額。ただし、高額療養費等の支給を受けたものを除きます。（対象期間は、毎年8月1日から7月31日までの1年間です）

70歳未満の人（年額・平成26年8月～27年7月）

区 分	自己負担限度額（年額・世帯単位） 医療保険＋介護保険
上位所得者	126万円
一 般	67万円
市県民税非課税世帯	34万円

70歳以上の人（年額・平成26年8月～27年7月）

区 分		自己負担限度額（年額・世帯単位） 医療保険＋介護保険
市県民税課税世帯	現役並み所得者	67万円
	一 般	56万円
市県民税非課税世帯	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

※ 自己負担限度額の区分は、毎年7月31日現在の医療保険を適用します。
※ 「上位所得者」に区分される世帯とは、基礎控除後の総所得金額等が世帯合計で600万円を超える世帯。

例

夫婦ともに75歳で、自己負担限度額区分が一般かつ、1年間で夫が医療保険で28万円、介護保険で17万円を支払い、妻が医療保険で6万円、介護保険で19万円支払った。（合計金額は70万円）



年間70万円を支払った後にこの制度に基づく支給の申請をすると、基準額56万円を超えた金額（14万円）を支給します。最終的な年間の負担は自己負担限度額である56万円になります。

